

特定商工業者のあらし

◆特定商工業者とは・・・

草津市内で6ヶ月以上事業を続けている商工業者（支店・営業所・工場等も含む）のうち、次のいずれかに該当する商工業者は、商工会議所法第7条2項、当所定款第23条の規定によって「特定商工業者」に該当します。

・資本金または出資総額が300万円以上の事業所。（又は、常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業については5人）以上の事業所。）

◆法定台帳とは・・・

特定商工業者は、商工会議所法第10条、11条に基づき、各自の事業内容を毎年商工会議所に登録することが定められており、商工会議所に登録された内容を台帳として保管しています。この法定台帳により、地域商工業者の実態を正確に把握するとともに、商取引に関する仲介、斡旋の資料として活用しています。台帳は会議所内部で厳重管理し、当所関係者以外への閲覧・開示はいたしません。

◆負担金とは・・・

商工会議所法第12条に基づき、法定台帳の作成管理・運用に必要な費用を負担金で賄っています。草津商工会議所では、特定商工業者の方の過半数の同意をいただいた上で、県知事の許可を受け、毎年1事業所につき年額2,000円の負担金を納めていただいております。

商工会議所法及び当所の定款において、会員・非会員を問わず、下記の特定商工業者に該当されている事業所の法定台帳の作成が義務づけられています。

会員と特定商工業者のちがい

